

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法第 6 2 条に規定する市町村特別給付を実施したいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 市町村特別給付（第 2 条の 2 ・ 第 2 条の 3）

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 市町村特別給付

（市町村特別給付）

第 2 条の 2 市は、被保険者が、指定介護保険事業者（以下「事業者」という。）の通常の事業の実施地域以外の地域において、居宅における介護保険サービスの提供を受ける際に、事業者を支払う交通費および駐車料金（以下「交通費等」という。）について、法第 6 2 条に規定する市町村特別給付を給付することができる。

2 前項に定めるもののほか、交通費等の給付について必要な事項は、規則で定めるものとする。

（市町村特別給付の制限等）

第2条の3 法第63条から第69条までの規定は、市町村特別給付にかかる保険給付等の制限について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市介護保険条例第2条の2および第2条の3の規定は、施行日以後に提供される介護保険サービスに要する交通費等について適用し、施行日前に提供される介護保険サービスに要する交通費等については、なお従前の例による。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

御岳山地区が指定介護保険事業者の通常の事業実施地域以外の地域とされている場合において、当該地区に居住する被保険者が、当該事業者から居宅における介護保険サービスの提供を受ける際に、当該事業者に対して支払う交通費等にかかる自己負担額を軽減するため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 6 2 条に規定する市町村特別給付を実施しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 被保険者が、事業者の通常の事業の実施地域以外の地域において、居宅における介護保険サービスの提供を受ける際に、事業者に支払う交通費等について、市町村特別給付を給付できる規定を加える。（第 2 条の 2 関係）

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の規定の適用関係について、必要な経過措置を設ける。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章 青梅市が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条）</p> <p><u>第2章の2 市町村特別給付（第2条の2・第2条の3）</u></p> <p>第3章 保険料（第3条—第10条）</p> <p>第4章 介護保険運営委員会（第11条）</p> <p>第5章 罰則（第12条—第16条）</p> <p>第6章 雑則（第17条）</p> <p>付則</p> <p><u>第2章の2 市町村特別給付</u> <u>（市町村特別給付）</u></p> <p><u>第2条の2 市は、被保険者が、指定介護保険事業者（以下「事業者」という。）の通常の事業の実施地域以外の地域において、居宅における介護保険サービスの提供を受ける際に、事業者を支払う交通費および駐車料金（以下「交通費等」という。）について、法第62条に規定する市町村特別給付を給付することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、交通費等の給付について必要な事項は、規則で定めるものとする。</u> <u>（市町村特別給付の制限等）</u></p> <p><u>第2条の3 法第63条から第69条までの規定は、市町村特別給付にかかる保険給付等の制限について準用する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 青梅市が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条）</p> <p>第3章 保険料（第3条—第10条）</p> <p>第4章 介護保険運営委員会（第11条）</p> <p>第5章 罰則（第12条—第16条）</p> <p>第6章 雑則（第17条）</p> <p>付則</p>	
<p><u>付 則</u></p>		

<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市介護保険条例第2条の2および第2条の3の規定は、施行日以後に提供される介護保険サービスに要する交通費等について適用し、施行日前に提供される介護保険サービスに要する交通費等については、なお従前の例による。</u></p>		
---	--	--